

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和6年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和6年11月末現在)

いじめは「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。

令和6年度の本校の状況は、児童アンケートを行った結果、1学期(6月末)では、「ひやかしや悪口」「SNSにおけるトラブル」などのいじめが3件ありました。2学期(11月末)では、「ひやかしなどの悪口」「仲間外れ」「SNSにおけるトラブル」などのいじめが4件ありました。

認知したいじめに関しては、児童から話を聞き、当該児童に指導を行っています。現在、継続して対応している案件は4件です。これまで認知したいじめに関係した児童についても管理職や生活指導部、学年と連携して組織的に対応を行ってまいります。

引き続き「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめ防止対策推進法に基づき、早期発見・早期対応を行うとともに、未然防止に努めてまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。